



下行廃520～071
平成26年8月11日

下北地域広域行政事務組合
管理者 宮下宗一郎 様

下北地域広域行政事務組合
一般廃棄物処理料金等審議会会長 奥野賢



一般廃棄物処理手数料の改定について（答申）

平成26年5月20日付け下行廃520～018で諮問のあった標記について審議した結果、下記のとおり答申する。

記

1 はじめに

当審議会は、平成26年5月20日、当組合管理者職務代理者から「一般廃棄物処理手数料について」諮問を受けた。

当審議会は、諮問事項について審議を重ね、以下の結論を得たので答申する。

当組合においては、本答申の主旨を踏まえ、実効ある取組を進められることを期待する。

2 答申の主旨

手数料は、地方自治法に基づき、特定の人のために提供した公の役務に対する対価として徴収するもので、受益者（利用者）が負担することが原則であり、一般廃棄物処理手数料も同様である。

受益者負担の適正化には2つの原則があり、1つは負担公平の原則であり、もう1つは負担均衡の原則である。

まず、負担公平の原則については、特定の者が行政サービスを利用し受益関係が生じる場合、利用する者と利用しない者との負担の公平を図る観点から、受益の範囲内において原価を基本とした料金設定と適時適切な見直しが必要である。

次に、負担均衡の原則については、行政サービスの公共性の程度に基づいて、税で負担すべき部分と利用者が負担すべき部分との均衡を考慮することが必要である。

受益者負担の適正化は、とかく歳入確保という側面で捉えられがちだが、あ

くまで住民間の公平性の確保と住民サービスの向上を目指し、行政のマネジメントを改善することを主な目的として取り組むものである。

さて、このたび諮問を受けた一般廃棄物処理手数料については、ごみ処理原価が上昇してきたにもかかわらず、長年料金改定が行われていないところであり、甚だ遺憾である。

現行手数料はごみ処理原価からすると明らかに安すぎる状況にあり、このことが自己搬入を助長し、当該処理費の増大、構内トラブル等の問題を引き起こしていることは否定できない。

問題の解決には、安すぎる料金の早期是正が必要である。

平成25年度の一般廃棄物処理施設「アックスグリーン」への自己搬入実績を見ると、搬入量ベースでは、家庭系が約2割、事業系が約8割、搬入車両台数ベースでは、家庭系が約2/3、事業系が約1/3となっている。

料金改定に当たっては、受益者負担の適正化を第一義としつつも、自己搬入を如何に減らすかが鍵となることから、とりわけ自己搬入量全体の約8割を占める事業系手数料の引き上げ幅を大きくすることが肝要である。

他自治体の料金を勘案した結果、当審議会は次の料金改定案を答申する。

3 答申

諮問事項については、次のとおり答申する。なお、答申に当たっては、一般廃棄物を家庭系と事業系に区分し、料金設定するものとする。

現行	答申
10円/10kg	家庭系一般廃棄物 50円/10kg
	事業系一般廃棄物 100円/10kg

4 付帯意見

審議会の議論においては、次の対策を講ずることが必要であるとの結論に至ったので、本答申に係る付帯意見として配慮されたい。

(1) 住民の理解と周知

一般廃棄物処理手数料については、平成25年度までは関係市町村が徴収していたが、平成26年度から当組合に当該事務移管され、組合が徴収主体となったものである。

一般廃棄物処理手数料の実質改定が最後に行われたのは平成4年4月であり、それ以降実質的な改定が行われていないことを踏まえると、手数料の改

定に当たっては、本答申の主旨、改定の目的や必要性等を住民に十分説明し、理解を得るなど広く住民に周知を図ることが必要である。

(2) 手数料の定期的見直し

ごみ処理施設の手数料については、費用負担が適正であるかどうか判断するため定期的に審議・見直しすることが必要である。

(3) ごみの減量化及び資源化の促進

ごみの減量化については、収集、運搬、処分する行政とごみを排出する住民、事業者（以下「排出者」という。）が共働して進めて行くことが不可欠である。

このことから、排出者が主体的にごみの減量化・資源化に取り組むことができる環境の整備・支援体制の充実を図るためにも排出者と意見交換する場を設けるとともに排出者の主体的な取組に対する支援が必要である。

さて、青森市では平成27年度稼働予定で新焼却施設の建設が進んでいるが、ごみ減量化が想定より進んでいないため、新焼却炉で処理しきれないごみが大量に見込まれ、その外注処理経費として数億円かかるという事態が起きている。

いうまでもなく、ごみ量が多いと施設規模が大きくなり、当該維持管理費にも跳ね返ることになる。

このため、焼却ごみの量を減らすことがごみ処理コストを減らす鍵である。

水分の多いごみを燃やすためには燃料が余計かかり、可燃ごみから資源ごみを取り除くと焼却ごみの量は大幅に減る。ごみの出し方・分け方についてのルールづくりを徹底することが重要である。

(4) ごみ処理費用の節減

現在のごみ処理は、環境への負荷の低減や循環型社会の実現が求められていることから高度な処理を行う必要があり、このことが処理原価の上昇要因の一つになっている。

今後は、ごみの減量化による収集運搬や処理費用の低減、施設の効率的な運転による経費の削減、焼却施設における熔融スラグの売却による収益性の向上等によりトータルでのごみ処理費用の一層の節減を図ることが必要である。

(5) 不法投棄への対策強化

一般廃棄物処理手数料が値上げとなることにより、不法投棄の増加が懸念される。

不法投棄は、単に景観を損なうだけでなく、水質や土壌などの環境汚染を引き起こし、悪臭・害虫発生など衛生面にも悪影響を与え、これらの撤去費用には莫大な税金が使われることになる。

このことから、手数料の見直しと合わせて、不法投棄対策についても積極的に取り組む必要がある。

取組に当たっては、関係自治体、関係機関、関係住民が連携していくことが不可欠である。

(6) その他

現行焼却施設の運転稼働は平成34年度までとなっていることから、それまでに新焼却施設を整備し、平成35年度から稼働できるようにする必要がある。

本年度、新焼却施設整備に係る基本構想策定に入ったところであるが、中間処理性、環境保全性、再資源化性、施設の安全性、維持管理性、経済性などの検討課題が山積している。

施設の整備から数十年にわたる運転稼働まで、これらに要する費用は膨大である。当該費用は全て税金で賄われることから、十分な検討を行い住民負担の軽減に努めていただきたい。

下北地域広域行政事務組合

一般廃棄物処理料金等審議会

会 長	奥 野 賢 一
職務代理者	中 村 俊 三
委 員	川 向 信 義
	須 藤 惠 子
	瀬 川 顕 彰
	坪 二 三 子
	内 藤 司
	藤 澤 豊 勝
	古 川 壽 子
	宮 古 勝 利